

令和4年9月

中札内村議会定例会会議録

令和4年9月6日（火曜日）

◎出席議員（7名）

2番	中西千尋君	3番	黒田和弘君
4番	大和田彰子君	5番	北嶋信昭君
6番	船田幸一君	7番	宮部修一君
8番	中井康雄君		

◎欠席議員（1名）

1番 木村優子君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課長補佐	下浦強君	施設課長補佐	北村公明君
総務課参事	山澤康宏君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 小関梨菜君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会への参加について
日程第6		村政・教育行政執行状況報告
日程第7	意見書案第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第8	請願第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願
日程第9	選挙第1号	中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
日程第10	報告第3号	継続費の継続年度終了による精算について
日程第11	報告第4号	令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	議案第55号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第56号	中札内村の休日等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第57号	中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第58号	財産の取得について
日程第17	議案第59号	令和4年度中札内村一般会計補正予算について
日程第18	議案第60号	令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第19	議案第61号	令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第20	議案第62号	令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について
日程第21	認定第1号	令和3年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第2号	令和3年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第3号	令和3年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第4号	令和3年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第5号	令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第6号	令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月中札内村議会定例会を開会いたします。

なお、木村議員から、体調不良による欠席届の提出がありましたので、報告させていただきます。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番北嶋議員と6番船田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和4年中札内村議会9月定例会について、8月30日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から16日までの11日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が2件、諮問が1件、議案が8件、認定が6件であり、報告は「継続費の継続年度終了による精算」及び「令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告」についての2件、諮問は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」について、議案は「教育委員会委員の任命同意」が1件、「条例の一部改正」が2件、「財産取得」が1件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が4件となっており、認定6件については「令和3年度決算に係る認定」であり、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、最終日16日に「工事請負契約の締結」及び「工事請負変更契約の締結」が追加提案される予定です。

また、議会報告・提案等は、「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」、「諸般の報告」、「町村議会議員研修会への参加計画」、「所管事務調査報告」が1件、その他、意見書案が1件であります。

請願等につきましては、請願が1件、陳情が1件提出されており、請願1件は所管の産業

文教常任委員会に付託し、陳情 1 件は資料配布の取扱いといたしました。

選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙については、初日の本会議で実施してください。

意見書案 1 件、報告 2 件、諮問 1 件、議案第 55 号から議案第 62 号までの 8 件については、初日の本会議での審議としてください。

追加提案される議案については、最終日 16 日での審議としてください。

決算認定 6 件の審議につきましては、9 月 12 日から 14 日までの 3 日間、本会議での審議をお願いいたします。

一般質問は、5 名から 7 問の通告がありましたが、最終日 16 日での質問を予定してください。

また、産業文教常任委員会による農作物作況調査も、同じく最終日 16 日の報告をご予定ください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 9 月 16 日までの 11 日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 16 日までの 11 日間に決定いたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第 4、諸般の報告をいたします。

6 月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

次に、中札内村議会行政視察調査について、報告を求めます。

委員を代表して、宮部副議長、登壇願います。

（宮部修一副議長登壇）

○副議長（宮部修一君） それでは、「中札内村議会行政視察調査報告」をいたします。

赤ナンバー 3 番をご覧ください。

中札内村議会議員は、行政視察調査として 7 月 13 日に、芽室町議会を訪問し、視察調査を行いました。

調査目的は、本村議会では議会改革の一環の取組みとして導入を検討しているタブレッ

トについて、平成28年度からタブレットを導入している芽室町議会を訪問し、導入経過、活用状況等を調査することです。

芽室町議会では、平成13年からホームページの開設、議会インターネット中継配信開始と、早くから改革が進められております。

平成24年から『議会のICT化戦略を考える』をテーマに議論を進め、研修会の開催や先進地事務調査を行うとともに、議会運営委員会において度重なる協議を進める中で、平成27年に『議会ICT推進計画』を策定し、平成28年にタブレットを導入しています。

導入の目的は、ペーパーレスによる紙資源環境負荷・コストの抑制、業務量の抑制、会議の効率化などですが、真の目的は『問題発見のプロとして議員の力をより発揮するため』であり、最終的には『町民の福祉向上』を図ることとしております。

導入・更新費用や運用コストは全て公費で賄われておりますが、事務局からの通知・議案等の配布、執行機関からの情報提供、スケジュール管理、意見交換会や町民への説明時の使用など、幅広く活用されており、多額の公費負担についての町民からの理解は得られているとのことです。

導入から6年が経過し、多くの場面で活用され、活用頻度も増えてきており、本会議の紙資料の配布枚数も50%以下に抑えられております。

また、ルールとして、タブレットを持ち出して使用することを前提としており、常に携帯する中で、日常の議員活動全般で積極的に活用されているとともに、私的利用の禁止、破損・紛失時の弁償などのルール化も図られています。

まとめですが、芽室町議会では長年に渡る議論や議会運営委員会による度重なる協議を進めたうえで導入していることから、中札内村議会としても、時代の流れでタブレット導入は必要であるとの認識はもっておりますが、早急に導入を決定するのではなく、村民の理解が得られるよう、議員による協議を重ねる中で導入を検討していくことが必要であります。

また、議員の中には、タブレット操作が苦手な方もいることから、他の先進議会への視察調査、研修会等を実施する中で、タブレットに対する議員の理解を深めることも必要でありますし、導入後のサポート体制の構築も必要であると感じたところであります。

以上、中札内村議会行政視察調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで中札内村議会行政視察調査の報告を終わります。

◎日程第5 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第5、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、広尾町議会議員等研修会参加計画書について、ご説明いたします。

赤ナンバー4番をご覧くださいというふうに思います。

広尾町議会議員等研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、広尾町議会主催による、広尾町議会議員等研修会に、閉会中における議員研修として、参加しようとするものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日については、広尾町議会の決定する日で、開催地は広尾町であります。

以上、広尾町議会議員等研修会参加計画書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、防災では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で「ときわ野行政区自主防災組織」が補助採択となり、防災用テントのほか、発電機やLED投光器、物置などの購入に対し助成金を交付しております。

職員研修では、6月20日にコンプライアンスに対する正しい知識を職員一人ひとりが持ち、組織に一体感を醸成することを目的に、コンプライアンス研修を実施し、内部統制や公務員倫理、ハラスメントの問題意識や予防意識の向上に努めております。

7月22日には職員研修として筑波大学教授の久野譜也氏によるスマートウェルネスシティ研修を実施し、住民が健康で生きがいを持ち元気に暮らせるまちづくりを目指すための社会保障の課題やエビデンスに基づく健康政策、まちづくりの在り方など先進事例を交えてご講演をいただきました。

また、7月29日には、包括連携協定を締結している日本航空株式会社北海道支社帯広支店、JALふるさとアンバサダーの小林千秋氏を講師に、接遇研修を実施いたしました。マスク越しにも伝わる笑顔の大切さ、一人ひとりの心に寄り添った声掛けがコミュニケーションでは大切なことなど、接遇を行う上での心構えや仕事への向き合い方など、実践的な研修となりました。

非核・平和の取組みについてですが、8月5日から8月22日まで、文化創造センターにおいて、広島平和記念資料館の協力のもと「サダコと折り鶴ポスター展」を開催しております。

また、期間中の14日には、文化創造センターにて村民ボランティアによる「平和のおはなし会」が開催され、戦争や平和に関する絵本や紙芝居の読み語りが行われ、20人が参加されました。

7月10日に執行された第26回参議院議員通常選挙では、村の投票率は、前回の69.

0.5%を2.96ポイント上回る72.01%の結果となりました。

村表彰条例に基づく表彰について、交通安全指導員として44年間の長年にわたり貢献された渡部正俊氏に社会功労表彰の贈呈を行っております。

令和4年春の叙勲において、瑞宝単光章（消防功労）を受章された、元中札内村消防団第一分団長鈴木勝明氏の永年の御功績を称え、叙勲伝達式を行っております。

消防団については、十勝管内における洪水などの災害に備え、水防技術の向上と水防に対する地域住民の理解と協力を求めることを目的とした「令和4年度十勝川水系音更川総合水防演習」が6月18日に音更町で開催され、中札内村消防団からは、団長以下11名が参加しております。

次に企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対し1億5,797万2,000円増の18億6,241万7,000円となり、前年度当初交付税決定額との比較では、3,987万1,000円、2.2%の増額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し5,521万9,000円減の2,978万1,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度当初交付税決定額との比較では、3,929万5,000円、2.0%の減額となっております。

本村の普通交付税の減額要因としては、基準財政収入額では市町村民税法人税割や市町村民税所得割の増加があったこと、また、基準財政需要額では包括算定経費における単位費用の減少があったことなどが主な要因であります。

総合行政推進委員会は、6月2日に開催し、委員18名を委嘱させていただきました。

埼玉県川越市との中学生交流事業は、7月下旬に川越市内の中学校の来村を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しております。

「日本で最も美しい村」連合の定期総会及び学習会が6月29日から7月1日の3日間、秋田県小坂町で開催され、副村長と景観まちづくり委員1名が参加されております。

十勝町村会は、さらなる十勝の認知度向上を図り、地域振興や観光振興に活用するため、図柄入りご当地ナンバープレート（仮称）「十勝」の導入に向けた取組を進めております。

このため、帯広市を除く十勝18町村では、各市町村の住民を対象に「ご当地ナンバー導入に関するアンケート調査」をそれぞれ実施することとしており、今定例会に準備経費を追加する補正予算を提案させていただいております。

初開催となった「ロッカノヨル」は、7月16日に六花の森において開催され、あいにくの雨にもかかわらず道内外から4,000人を超える来場者が訪れ、村民が手づくりした色とりどりのライトやランタン、光の切り絵、一斉に空に浮かび上がった光のバルーンなど、光と音楽で彩られた幻想的な世界観を楽しんでいただきました。

初開催ということもあり、課題や改善点も多くありましたが、村民参加のもとアートの村「なかさつない」の発信と新たな交流人口の拡大に寄与したものと考えております。

ご尽力をいただきました実行委員長長の杉江茂様をはじめ、実行委員の皆さま、関係者皆さまに感謝とお礼を申し上げます。

日本ハムファイターズ応援大使事業は、7月18日に札幌ドーム観戦ツアーを実施し、村民63名が参加し熱い声援を送りました。

7月23日、24日には、同球場特設ブースで開催された「なまらうまいっしょグランプリ」に出店し、村の特産品販売を行っております。

また、8月24日に帯広の森野球場にて観戦ツアーを実施し、晴天に恵まれ、村民36名

が参加されました。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、有害鳥獣関係では、例年と同様、猟友会帯広支部中札内部会の会員を鳥獣被害対策実施隊員に任命させていただき、有害鳥獣駆除に取り組んでいただいております。

7月末時点での捕獲・駆除の状況は、ヒグマ2頭、エゾシカ180頭、キツネ111頭、カラス471羽、ドバト368羽、アライグマ7頭となっております。

なお、昨年引き続き、全道レベルで熊による人的被害や目撃情報が多発しており、本村も例外ではなく農作物への被害や情報が寄せられ、捕獲用檻や注意看板の設置、猟友会による巡視、情報無線での注意喚起などを行っております。

熊の出没等の情報が広範囲に及ぶことから、夜間の外出や単独行動を控えるなど、十分注意いただくようお願い申し上げます。

また、本年3月に協定を締結した「ヒグマ対策装置の実証試験」につきましては、昨年、出没頻度の高かった桜六花公園並びに一本山での試験を5月より実施中ではありますが、これまでの状況や記録データなどを、この後、経過報告いただく予定となっております。

今年度においては、桜六花公園での目撃・被害等は確認されておりませんので、音響による撃退装置の効果が一定程度あったものと推測されるものであります。

ごみ収集・し尿処理の関係では、昨年度まで長年対応いただいた処理業者の撤退により、4月より新たな業者委託による回収等を実施しております。

市街地における可燃ごみ・不燃ごみの回収日につきましては、祝日が重なった場合でも曜日を固定し、月曜日は可燃ごみと不燃ごみ、木曜日は可燃のみを回収する方法に一部変更いたしました。

また、し尿汲取りにつきましては、役場住民課へ月末までを期限として申込みをいただき、処理業者への依頼と調整を経て、翌月下旬において収集にお伺いする形に変更しております。

いずれも、委託・受託側の双方による協力のもと、適切な処理対応となるよう心掛けてまいります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、70歳以上の方を対象に実施する「高齢者民間バス運賃助成事業」は、8月末現在、267名の方が申請登録をされております。

実際の利用方法を理解していただくため、社会福祉協議会ボランティアのご協力をいただき、7月28日に「バス試乗体験会」を行いました。今年は、くるくる号と接続して十勝バスに乗り換える体験を企画し、計11名の方が参加していただきました。

村敬老会につきましては、昨年度と同様、開催規模を縮小させていただき、数え年77歳の喜寿を迎えられる方、88歳の米寿を迎えられる方及び99歳の白寿を迎えられる方をご招待し、密を避けて感染症予防対策を講じた上で、9月15日に文化創造センターにおいて開催を予定しております。

村単独事業である子育て世帯臨時特別給付金は、コロナ禍による物価高騰への対応として、高校生年齢相当までの児童を養育している子育て世帯へ、児童1人当たり5万円を支給するもので、8月末現在、611名、333世帯に支給しております。

国と道の補助金を財源として実施している子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯に対する給付金として、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象に、児童1人当たり6万円を支給するもので、8月末現在、17名、11世帯に102万円を支給しており

ます。

次に、保健グループについてですが、新型コロナウイルスワクチン接種の4回目の接種は、6月下旬より高齢者施設入所者の方から開始し、7月1日から60歳以上の方を対象に接種を開始しております。

8月24日現在、65歳以上の方のうち、4回目の接種を終了した方は890名で、接種率は76.7%となっております。

なお、3回目までの接種につきましても希望される方は、引き続きコールセンターにおいて、予約を受付けております。

なお、国からの通知等に基づき実施する「オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン」の接種につきましては、関連予算を本定例会補正予算に計上しております。

対がん協会による巡回健診の結果説明会を8月1日より実施し、対象者70名の方に対して、保健師と管理栄養士により健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

今年度新たな取組みとして、「気になる血圧を穏やかにするためのコツ」をテーマに、中札内村立診療所高石所長の健康講話とちくだいKIP帯広畜産大学村田准教授による軽運動を合わせた健康講座を、8月9日、保健センターで開催し、29名の方が参加されました。

村民の食生活の改善と健康増進を目的とした「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、8月24日現在908名に参加・ご登録をいただいております。

また、7月1日より、健康ポイント事業に関する受付業務の一部を村内のサツドラ店舗で実施できるようになりました。これにより、休日や夜8時までの受付対応が可能となっております。

地元野菜を使用した特別限定メニューを提供いただく「七色野菜彩りプラス」は、8月から2カ月の期間で、村内の飲食店など12店舗に参加・協力いただき実施しております。

また、年中児以上の児童と保護者を対象とした「七色献立プロジェクト食育体験教室」は、8月20日に農協青年部など地元生産者のご協力のもと、枝豆・とうもろこし収穫体験などを行い、19名の参加者に楽しんでいただきました。

次に、保育園についてですが、新型コロナウイルス感染症の発生により、4歳児クラスは7月1日から4日まで、0、1歳児クラスにおいては、8月4日から9日まで学年閉鎖の対応といたしました。

そのため、夏のイベントである「七夕まつり」は日程を延期し、8月18日に「夏まつり」として、父母の会役員のご協力のもと、日中の時間帯で出店などの催しを行い、子どもたちも季節の行事を体験いたしました。

「中札内きらきら保育園運動会」は雨天により2日間順延し、8月29日月曜日に、規模を縮小しての開催となりましたが、元気にのびのびとした子どもたちの姿や練習の成果を多くのご家族にご覧いただきました。

子育て支援の新たな取組みとなるファミリーサポートセンター事業は、9月からの事業開始に向けて、援助会員向けの講習会を7月に2回実施し、19名の方に受講いただきました。

また、依頼会員と援助会員の交流会を8月6日に保健センターを会場に開催し、予約方法などの事業内容の説明と交流をする機会を持っております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

6月以降、気温は平年並みで推移したものの、曇りや雨の日が多く、日照時間は平年と比べて少ない状況となりました。

農作物への影響が心配される状況ではありますが、生育は全体的に平年並みに推移しており、間もなく収穫最盛期を迎えますが、今後の好天を期待し、順調な生育と収穫を期待しているところであります。

なお、小麦は収穫作業を終えましたが、収量については平年作を若干下回る結果になると予想されております。

林業関係では、村有林整備工事として、下刈り18.96ヘクタールが完了しております。

また、昨年12月の強風により被害を受けた中札内基線沿いの防風林「ふれあいの森」などについては、北海道が治山事業により、8月22日から復旧工事を進め、9月20日ごろには完了する見込みとなっております。

商工業関係のうち、原油価格・物価高騰等による経済支援関係では、村商工会で実施している地域応援プレミアム商品券事業は、7月1日から22日の期間内に2,180人の方から事前予約申し込みをいただき、8月8日以降に引換券と交換で販売を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策で、村内宿泊業者を支援する「泊まろう中札内村宿泊費助成事業」は、7月末時点で309件、86万7,000円程を支出しております。

観光関係では、7月3日、3年ぶりとなる第49回「ピョウタンの滝やまべ放流祭」を開催し、約3,000人の方に来場していただきました。

「やまべのつかみ取り」や「やまべの塩焼き体験」などでは、来場者が多く一部で混雑もみられましたが、親子連れを中心に好評を得たところであります。また、移動動物園や子ども縁日などのイベントも多くの方に楽しんでいただきました。

このほか、札内川園地では、指定管理者である株式会社A O I L Oが7月、8月も毎週土曜日にネイチャーウォークやクラフト体験、クッキングイベントなどを開催し、多くの方に来場していただけるよう趣向を凝らした自然体験事業を実施しております。

道の駅につきましては、7月末までの利用者数が前年比で4万2,000人増の約30万7,000人となっており、少しずつではありますが回復傾向にあります。

日高山脈国立公園の国立公園化に向けては、国立公園化PR事業実行委員会が主体となって、6月19日に札内川上流地域散策ツアーを実施したほか、7月8日には道警山岳遭難救助隊員による講話を開催し、多くの村民に日高山脈や札内川上流地域に関心を持っていただけるような取組みを進めてきたところであります。

また、昨年度から延期になっておりましたプロアドベンチャーレーサーの田中陽希氏をお招きし、8月27日に村内小学生親子を対象としたキャンプ体験事業を、翌日28日には文化創造センターにおいて講演会を開催し、国立公園化に向けて、実体験を基にした日高山脈の魅力を語っていただきました。

今後も、実行委員会では各種講演会等を企画しており、多くの村民に国立公園化に向けた関心を持っていただける取組みを進めてまいります。

役場庁舎移転後の跡地に建設予定のパブリックキッチンの整備については、6月29日、8月2日の2回、住民意見交換会を開催したほか、これまで利用されていた団体からの意見聴取を行い、パブリックキッチン部分の基本設計に向けた機能や設備等について意見をいただいております。

今後は、いただいた意見を考慮しつつ、9月末までには基本設計をとりまとめたたいと考えております。

消費者対策関連では、7月29日に十勝消費者協会連合会主催による十勝消費者大会が3年ぶりに本村で開催され、当日は会員約180人が参加し、「地球環境に配慮した消費生

活と安全・安心な食生活を守ろう」をテーマに講演会等が開催されました。

花づくりの取組みでは、実行委員会主催により実施しております「道の駅ガーデン」は、7月20日から31日までの期間で3年ぶりに開催し、約1,000人の入込となっております。

また、道の駅ガーデンに先立ち、村民の方を対象に、ハンギングバスケット及び寄せ植え講習会を開催し、講習会で制作した多くの作品を「道の駅ガーデン」で飾ることができました。ご支援、ご協力いただいた方々に対し感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈作業及び支障木枝払いなどの維持管理に取組むほか、定期巡回点検を行いながら必要に応じて随時補修などを実施し、良好な道路維持に努めているとともに、今年度、試行的に道道3路線の歩道草刈作業を実施して、美しい村づくりに取り組んでおります。

公園関係では、鉄道記念公園周辺整備工事を発注し、子どもたちが遊具で身体を使って遊べる公園として整備を取り進めるとともに、村民の声を反映した噴水、遊歩道、複合遊具などを設置し、利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として3件、移住促進奨励対象として5件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では新たに11件の認定を行っております。

また、移住促進の活動としては、昨年度実施いたしました『移住者座談会』のメンバーが集い、『なかさつサポーターズ』を結成して移住者向けパンフレットの作成や移住情報の発信の協議を行っております。

さらに、合併処理浄化槽設置整備事業では、2件の補助金の交付決定を行っております。

村営住宅入居関係では、第1回目の公募で4件、第2回目の公募で1件及び随時募集住宅で4件の入居決定をしております。

主な工事の発注状況ではありますが、鉄道記念公園周辺整備工事、あけぼの団地ストック改善工事、中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事、高区配水池耐震補強工事、橋梁長寿命化事業橋梁補修工事、村道西戸蔦・東戸蔦40号道路路盤再生舗装工事、道道中札内停車場線外周辺整備工事、泉団地防護柵取替工事、水処理コントロールセンタ外更新工事の発注を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況であります。8月18日から各小中学校で新学期がスタートしており、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取組み、感染リスクの低減を図りながら教育活動を展開しております。

7月26日に中札内村と更別村の両村教育研究所主催による小中高の教職員を対象としたオンライン研修会を開催し、児童・生徒がタブレット端末やインターネットを使用する上で必要となる情報モラルやセキュリティについての理解を深めました。

令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。

全国と本村小中学校平均正答率との比較では、小学校の算数はわずかに1ポイント下回りましたが、その他小学校の国語・理科、中学校の国語・数学・理科の全ての教科において、

全国平均を上回りました。

今後、結果の傾向や特徴などの分析を行い、授業の改善や充実を図り、学力向上の取組を推進してまいります。

中体連では、中学1年生の桃井二胡さんが全道中学校水泳大会の400メートル自由形で第7位の成績を収め、吹奏楽部は北海道吹奏楽コンクール帯広地区予選、C編成の部において、わずか14名で金賞に輝き、全道吹奏楽コンクールに出場し、札幌キタラホールで演奏してきました。

高体連では、帯广大谷高校3年生の瀬藤智史さんが、全道大会のバドミントンダブルスで準優勝し、全国大会に出場しました。

また、中札内高等養護学校サッカー部は、7月に江別市で行われた第1回全道特別支援学校フットサル大会で、みごと優勝し、全国大会への出場権を獲得しました。

次に、社会教育の状況ではありますが、ジュニアアウトドアスクールをネイパル足寄において、7月26日から28日までの2泊3日で、小学3・4年生25名と高校生・大学生ボランティア7名が参加し、ウォークラリーや野外炊飯などの体験活動を行いました。

小学校の2学期始業式での夏休みの思い出発表の中でも、楽しく参加したことが話されるなど大変好評でした。

中札内村・南砺市小学生自然体験交流では、8月7日から10日までの4日間の日程で、南砺市福野小学校6年生7名が本村を訪れ、村内の小学5・6年生11名と一緒に、カヌーや農作物収穫などの自然体験や収穫体験を通じて交流を深めました。

「なかさつ音まちプロジェクト」では、6月9日にショパン国際ピアノコンクール第3位のマルティン・ガルシア・ガルシア氏によるファツィオリピアノリサイタルを開催し、400名の方が世界の實力者の音色に心を震わせました。

多くの方のスタンディングオベーションやアンコール7回は、本村で初めてのことであります。

また、9月17日には、ピアニストで人気ユーチューバーのフォルテ氏のコンサートを開催します。

図書館事業の夏休み企画では、7月23日に「おはなし会夏休みスペシャル」、7月31日に「ボードゲーム会」、8月4日に「夏休み工作会」を行い、子どもから大人まで参加をいただき、図書館の利用促進を図ってまいりました。

村民プールでは、6月13日から8月4日まで、一般向け、子ども向けの水泳教室や水中エクササイズの7講座を実施し、延べ97名の参加がありました。

7月31日に村民ソフトボール大会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況にあることから中止となりました。

日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会が帯広市・幕別町・音更町と中札内村を会場に開催され、交流の杜では8月15日から20日まで試合が行われました。

昨年度、包括連携協定を結びました北海道十勝スカイアースとの連携事業では、保育園児のサッカー教室を2回開催し、園児がボール運動を楽しみました。

また、8月21日に、北海道サッカーリーグ第9節が中札内交流の杜を会場に開催され、試合前にウォーキングイベントを行い、村内外からの参加者が元Jリーガーの永島昭浩さんと一緒に中札内市街を歩きました。

村民体育館では、心身のリラックスに効果的なストレッチングに利用していただくためのストレッチポールやマットなどを常設するとともに、エアロバイク2台を更新し、利用促進を図っております。

8月20日からストレッチ方法やトレーニングマシンを使用したエクササイズを学ぶ「トレーニングサポートプログラム」を実施しており、健康づくりのための運動習慣を促進してまいります。

最後に、子ども会夏季レクリエーションを、先日9月3日に行い、子どもたち35名が紅白に分かれ、水風船の玉入れなどのミニ運動会を楽しみました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（中井康雄君） 日程第7、意見書案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第8、請願第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意

見書の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託いたします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第9 選挙第1号 中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

○議長（中井康雄君） 日程第9、選挙第1号、中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

現選挙管理委員及び補充委員は、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、10月1日から4年間の新たな委員及び補充員それぞれ4名を選挙で決めてまいります。

お諮りします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長によって指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

選挙管理委員には、鎌田則子君、木村千秋君、松本敏幸君、小林哲雄君、以上、4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました鎌田則子君、木村千秋君、松本敏幸君、小林哲雄君、以上、4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名したいと思います。

それでは、次の方をご指名いたします。

片岡滝子君、柴田憲二君、富岡敏志君、村瀬敏雄君、以上、4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました片岡滝子君、柴田憲二君、富岡敏志君、村瀬敏雄君、以上、4名の方が選挙管理員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位について決めてまいります。

方法は、議長による抽選としたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において抽選することに決定いたしました。

それでは抽選いたします。

まず、第1順位は村瀬敏雄君、第2順位は富岡敏志君、第3順位は片岡滝子君、第4順位は柴田憲二君であります。

以上のように補充員の順位は決定いたしました。

◎日程第10 報告第3号 継続費の継続年度終了による精算について

○議長(中井康雄君) 日程第10、報告第3号、継続費の継続年度終了による精算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 継続費の継続年度終了による精算についてご説明申し上げます。

継続年度が終了しました役場庁舎外構整備事業及び電算システム更新事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調整した継続費精算書について報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 継続費の継続年度終了に基づく精算報告について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書の2ページをお開きください。

上段、2款総務費、1項総務管理費、役場庁舎外構整備事業は、令和2年度と令和3年度の2カ年の継続事業であります。

まず、表頭左側全体計画であります。

令和2年度の年割額は2,834万円で、財源内訳は地方債が1,840万円、その他の庁舎整備基金が994万円、一般財源がゼロとなっております。

次にその下段、令和3年度の年割額ですが、3,698万9,000円で、財源内訳は地方債が2,400万円、その他の庁舎整備基金が1,298万9,000円で、一般財源がゼロとなっております。

これに対しまして、表頭右側の実績欄をご覧ください。

令和2年度は支出済額が2,834万円で、全体計画と同額で、財源内訳についても同様となっております。

次にその下段、令和3年度は支出済額が3,698万9,000円で、全体計画と同額となっております。

全体計画における年割額と実績における支出済額が同額となっているのは、令和2年度に設定しました継続費年割額について、契約額確定後に年割額の設定を変更したこと。ま

た、支出済額についても、年割額で設定した工事費が年度内にすべて完了できたことから、令和3年度への年割額の繰越はなく、よって、下段の表の比較においても、令和2年度、3年度とも年割額と支出済額の差額は生じず、逐次繰越分はなしとなっております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、電算システム更新事業ですが、こちらも令和2年度と令和3年度の2カ年の継続事業であります。

表頭左側全体計画欄をご覧ください。

令和2年度の年割額は4,459万4,000円で、財源内訳は地方債が2,890万円、その他で庁舎整備基金が1,569万4,000円で、一般財源がゼロとなっております。

次にその下段、令和3年度の年割額は820万6,000円で、財源内訳は地方債が530万円、その他の庁舎整備基金が290万6,000円となっております。

これに対し、右側実績欄をご覧ください。

令和2年度の支出額は2,834万円で、全体計画の年割額と同額となっており、財源内訳についても同様となっております。

次にその下段、令和3年度の支出済額は820万6,000円で、全体計画の年割額と同額となっており、財源内訳についても同様となっております。

こちらの事業につきましても、全体計画における年割額と実績における支出額が同額となっており、令和2年度に設定した継続費年割額について、契約額確定後に年割額の設定を変更したこと。また、支出済額は契約に基づき、年割額を設定した電算システム更新事業が年度内で全て執行完了できたことから、令和3年度への年割額の繰越はなく、下段の表の比較では、令和2年度、3年度とも年割額と支出済額の差額はゼロとなっており、逐次繰越分はなしとなっております。

以上で、継続費精算報告を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第3号、継続費の継続年度終了による精算については報告済みといたします。

休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第11 報告第4号 令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第11、報告第4号、令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

令和3年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書3ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものとして、4つの指標を定め、監査委員の審査に付した上で議会へ報告し、公表しなければならないとされております。

まず、1の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率は一般会計を対象とした指標、②の連結実質赤字比率は全会計を対象とした指標で、本村では実質収支が黒字でありますので、①、②の表示はありません。

また、一つ飛びまして、④の将来負担比率についても、一部事務組合分を含めた地方債償還金や退職手当などの将来に渡る負担額に対して、基金や交付税措置額など、将来充当可能な財源等の額の方が大きく、①、②と同様に黒字であることから表示はされません。

次に、③の実質公債比率は地方債の返済額及び公債費に準ずる額の大きさを標準財政規模に対する割合で指標化したもので、6.0となっております。

この比率について、当村における早期健全化基準は、右側に表示されております25.0%でありますので、指標から見た当村の財政状況は良好と言えます。

最後に、2、資金不足比率であります。こちらは公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率で、簡易水道会計、公共下水道会計ともに資金不足が生じておりませんので表示されておられません。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第4号、令和3年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 人権擁護委員の推薦についてご説明申し上げます。

現職の曾根俊明氏は、来る9月30日に任期満了となることから、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、引き続き曾根氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

なお、委嘱発令は令和5年1月1日、任期は3年間とされておりますが、人権擁護委員会

法に基づき、それまでの期間は職務を継続いただくこととなります。

曾根氏は、人格、識見ともに優れており、最適任者と存じますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任者とする事で異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とする事に決定しました。

◎日程第13 議案第55号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第13、議案第55号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、山口博子氏が9月30日をもって任期満了となります。

このことを受けて、6区在住の川田美紀氏を新たに教育委員会委員に任命したいと思います。

川田氏は、昭和49年生まれで48歳で、現在、本村の社会教育委員や地域協働型学校づくり協議会委員として、学校や社会教育事業などに積極的に関わっていただいております。

また、中札内スペシャルニーズプロジェクト実行委員会の代表として、自閉症や発達障害への理解を広める活動をされております。

川田氏は、人格、識見ともに優れており、教育委員として最適任と存じます。

なお、本委員の任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までであります。

ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第55号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第55号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の任命について同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、同意することに決定しました。

◎日程第14 議案第56号 中札内村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第14、議案第56号、中札内村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨今の社会情勢を鑑みまして、国、道などと年末年始の休日を合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第56号、中札内村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、本村の年末年始の休日については、中札内村の休日を定める条例により、12月31日から翌年1月5日までと定められておりますが、国や北海道、帯広市などの官公庁と休日が異なっていることなどから、休日のわかりづらさを解消し、行政サービスの利便性向上を図る観点から、今回、条例改正をしようとするものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、黒ナンバー18番、議案関係資料1ページをお開きください。

今回、改正しようとする関係条例は5件であり、1ページ上段、第1条の中札内村の休日を定める条例。

中段の第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

下段の第3条、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例。

また、2ページをお開きいただきまして、上段の4条の中札内村カントリープラザ設

置条例。

下段の第5条、中札内村豆資料館設置条例の一部について、一括して条例改正しようとするものです。

改正内容は、1ページ戻っていただきまして、第1条から第3条までは、改正前の12月31日から翌年の1月5日を、改正後、12月29日から翌年の1月3日に改正しようとするものです。

次に、2ページをお開きください。

第4条及び第5条は、改正前、12月30日から翌年の1月5日を、右側の改正後の12月29日から翌年の1月3日に改正しようとするものです。

なお、附則に記載のとおり、本条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第56号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、中札内村の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第57号 中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第15、議案第57号、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年4月6日付で施行された公職選挙法の一部改正に伴い、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第57号、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

黒ナンバー18番、議案関係資料3ページをご用意いたします。

はじめに、本条例の改正理由であります。最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、公職選挙法の改正が行われ、それに伴い、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が本年4月6日に公布され、選挙運動費用に関する公費負担の限度額の引き上げが行われたことから、選挙運動用自動車の借入費用及び燃料費、選挙運動用ビラの作成経費について、国が定める選挙運動経費のうち、国に準じて、本村条例で定める項目について、公費負担の限度額を引き上げしようとするものであります。

次に、公費負担の限度額引き上げの内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第4条、第1項、第2号アに定める選挙運動用自動車に係る交付負担について、一般運送契約以外、いわゆるタクシー方式以外の契約で、選挙運動自動車として使用された1日当たり1台限り、公費負担の限度額を改正前の1万5,800円から、改正後、1万6,100円へ300円引き上げしようとするものです。

次に、第4条、第1項、第2号イに定める一般運送契約以外の契約で、選挙運動用自動車の燃料費については、現行の1日につき7,560円を、改正後、7,700円へ140円引き上げをしようとするものです。

次に、4ページをお開き願います。

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担については、第8条、第1項に定める現行の1枚当たり7円51銭の限度額を、改正後、7円73銭へ22銭引き上げしようとするものです。

なお、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第57号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第57号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第58号 財産の取得について

○議長(中井康雄君) 日程第16、議案第58号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、ネットワーク分離によるセキュリティ強靱化のため、サーバー機器等の更新を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第58号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案の10ページをお開きください。

今回購入しようとするものは、ネットワーク分離機器一式で、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して購入しようとするものであります。

この事業は、備荒資金組合が一旦財産を購入した後、村が譲渡を受けて、5年間で支払いを行う事業でございます。

ネットワーク分離機器譲渡事業の契約方法は随意契約で執行しておりますが、その根拠としては、現在、村の庁内ネットワークの構築業者であり、また、サーバー機器等の関連機器においても、導入保守を行っている業者で、業務にも精通しており、過去における本村との契約においても、履行が誠実であったことから、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に基づき、随意契約として取進めたところ、4,723万4,000円でアートシステム株式会社帯広支店に決定したものです。

この金額に備荒資金組合が定める金利0.15%を加え、当初予算で議決をいただいております令和8年度までの債務負担行為によって、機器を取得しようとするものです。

予定価格は4,994万円で、落札率は94.58%であります。

契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合となります。

なお、黒ナンバー18番、議案関係資料の5ページを開きください。

こちらにネットワーク分離の構成図を示しておりますが、今回の機器更新の主な特徴としましては、③の個人番号利用事務系、いわゆる戸籍や住民記録など機密性の高い情報をサイバー攻撃や情報漏洩、内部不正持ち出し等を防止する観点から、②の内部文書や官公庁間の専用ネットワークでありますLWAN接続系との情報領域を、国が推奨するより安全性の高いセキュリティ対策を講じる内容となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第58号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第59号 令和4年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第18 議案第60号 令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第19 議案第61号 令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第20 議案第62号 令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長(中井康雄君) この際、日程第17、議案第59号、令和4年度中札内村一般会計補正予算について、日程第18、議案第60号、令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第19、議案第61号、令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第20、議案第62号、令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ7,544万6,000円を追加し、総額を59億3,167万6,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ66万5,000円を追加し、総額を4億7,992万9,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,026万1,000円を追加し、総額を3億4,332万3,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきましては、支出に2万4,000円を追加したものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入に55万円を追加し、支出に375万円

を追加したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書をご用意いたします。

はじめに、今回の補正における人件費の補正についてご説明申し上げます。

25ページをお開きください。

アの会計年度任用職員以外の職員の補正であります。保育園における産前産後休暇、育児休業予定、職員1名の代替となる職員採用により、給料、職員手当、共済費の追加のほか、一般職の出生による扶養手当、児童手当、期末勤勉手当の追加、通勤手当の追加により、合計で339万8,000円を追加しようとするものです。

次に、26ページをお開きください。

イの会計年度任用職員の補正であります。新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る人件費の追加で、報酬の159万8,000円の追加は、パートによる看護師1名の報酬を追加しようとするものです。

また、給料の444万8,000円、職員手当154万7,000円の追加は、フルタイムの看護師1名及び保健師1名分の人件費の追加により、合計で470万5,000円を追加しようとするものです。

以上が人件費の補正となります。

次に、人件費以外、一般会計歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に係る特定財源について、併せてご説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、おおむね30万円以上の追加補正、減額補正について、説明を申し上げます。

戻っていただきまして、13ページをお開きください。

2款、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、退職手当組合負担金37万3,000円の追加は、保育園における代替となる職員採用による負担金を追加しようとするものです。

次に、下段、2款総務費、1項総務管理費、7目電子計算費、説明欄下段、地方税電子申請システム対応委託36万円の追加は、地方税共通納税システム、通称eLTAxを通じた電子納付や納付書等へのQRコード記載について、来年4月から固定資産税、軽自動車税を新たに税目追加させるため、審査サーバーの設定、通信等の連動試験等の費用を追加しようとするものです。

次に、14ページをご覧ください。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、郵便料7万円の追加は、図柄入りご当地ナンバーの導入に関する住民アンケートを実施するため、郵便料を追加しようとするものです。

次に、2款総務費、2項企画費、3目広報広聴費、説明欄中段、LINE配信システム使用料66万円の減額は、当初予算で6カ月分の使用料を計上しておりましたが、新型コロナワクチン設置事業費の方で全額補助対象が可能となることから、総務費での予算を全額減額し、予算を組替えしようとするものです。

次に、2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄下段、ふるさとづくり事業補助金116万4,000円の追加は、これまで5件の実績があり、今後の支出予定を見

込み追加しようとするものです。

なお、財源として、ふるさと活性化基金繰入金を同額追加しようとするものです。

次に、15ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、法外援護（福祉灯油）450万円の追加は、灯油価格の高騰による低所得世帯への影響を緩和するため、福祉灯油支給額を当初予算計上の5,000円から、限度額となる2万円に引き上げて支給しようとするものです。

次に、その下段、高齢者生活支援給付費384万円の追加は、原油価格、物価高騰の影響緩和を行う市町村の取組みに対する支援として、北海道が令和4年度限りの措置として、低所得者の高齢者及び障がい者世帯を対象とした施策に対する補助金が新たに創設されたことに伴い、本村においても、道の補助金を活用し、低所得の高齢者、障がい者世帯に対し、1世帯当たり1万2,000円の現金給付を行おうとするものです。

なお、高齢者生活支援給付費の特定財源として、道補助金の高齢者世帯等生活支援事業費補助金136万8,000円及び国の地方創生臨時交付金247万2,000円により、全額措置しようとするものです。

次に、その下段、4目障害者福祉費、説明欄下段、返還金235万5,000円の追加は、国、道の令和3年度の障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費負担金、障害者医療費負担金分をそれぞれ精算により返還しようとするものです。

次に、16ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄上段、児童公園遊具撤去工事57万2,000円の追加は、ひばりヶ丘公園内トンネル撤去をしようとするものです。

次に、その下段、精算返還金219万7,000円の追加は、令和3年度に実施しました子ども子育て支援交付金等における国費の精算及び令和3年度に新型コロナウイルスに関連したセーフティネット対策として実施した子育て世帯生活支援特別給付金の精算による返還金を追加しようとするものです。

次に、最下段、5目児童措置費、説明欄、教育・保育給付費88万円の追加は、村外認定子ども園の広域利用に対する給付費を追加しようとするものです。

なお、特定財源として、国庫補助金、子どものための教育・保育事業費補助金の40万1,000円、道補助金、子どものための教育・保育事業補助金20万円をそれぞれ追加しようとするものです。

次に、17ページをお開きください。

中段、4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄中段、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,576万3,000円の追加は、10月から開始するオミクロン株対応のワクチン接種に伴う関連費用で、会計年度任用職員として、看護師の報酬及び費用弁償、消耗品や封筒の印刷経費、郵便料のほか、委託料では、接種券印刷・封入等業務、予防接種業務及び接種体制確保費用を追加しようとするものです。

なお、ワクチン接種予約システム使用料66万円の追加は、先ほどご説明申し上げました広報広聴費からの減額分について、予算の組替えを行おうとするものです。

なお、特定財源として、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金985万6,000円、同じく接種体制確保事業費補助金900万9,000円をそれぞれ追加しようとするものです。

次に、19ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、商工会とJALの連携地域

活性化事業補助金 76 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている村の地域経済、特に飲食業の活性化を図るため、商工会と JAL が主体となり、地場特産品を用いたメニュー開発やメニューの提供等を支援するため、追加しようとするものです。

次に、特定財源に記載の国の地方創生臨時交付金 230 万円の減額、道のプレミアム商品券発行支援事業費補助金 230 万円の追加は、プレミアム商品券事業のプレミアム率 40%のうち 10%分につきまして、道補助金の交付決定があったことから、今回の補正予算追加等はありませんが、財源の振替のみを行おうとするものです。

次に、20 ページをご覧ください。

7 款商工観光費、1 項商工観光費、3 目観光費、説明欄上段、札内川園地管理委託 68 万 1,000 円の追加は、6 月 25 日に発生しました強風による倒木で電柱が破損し、やまべ放流祭前での急を要したことから、指定管理委託料での予算対応を行ったため、追加しようとするものです。

次に、その下段、8 款土木費、1 項土木管理費、2 目公園管理費、説明欄下段、公園施設改修工事 1,896 万 2,000 円の追加は、鉄道記念公園周辺整備工事で、原油高騰により、遊具全般の資材費が高騰しており、設計変更により工事を行う必要があるため、追加しようとするものです。

また、併せて工期の延長も予定しております。

なお、特定財源として、福祉基金繰入金を事業費全体の調整も含み、全額を繰入れしようとするものです。

次に、21 ページをお開きください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、4 目道路改修費、説明欄上段、調査設計委託 433 万 5,000 円の追加は、すでに配当のありました補助金の有効活用を図るため、令和 5 年度に補修予定でありました元更別牧場橋の橋梁長寿命化事業調査設計費を前倒し実施するため、説明欄下段にあります道路改良舗装工事 327 万円と橋梁一括点検委託業務負担金 106 万 5,000 円を合わせた 433 万 5,000 円を同額減額し、予算組替えにより予算執行しようとするものです。

次に、8 款土木費、3 項河川費、1 目河川総務費、説明欄中段、河川維持工事費 420 万円の追加は、8 月中旬の局所的豪雨により、過年度からの破損箇所被害を受けました東戸蔦 3 号橋の護岸のブロック破損撤去補修工事を行おうとするものです。

次に、その下段、8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄下段、移住支援金 130 万円の追加は、北海道と共同して行う北海道 U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏から中札内村に移住した 1 世帯に対し、村要項に基づき移住支援金を交付しようとするものです。

なお、特定財源として、地方創生推進交付金 97 万 5,000 円を追加しようとするものです。

次に、22 ページをご覧ください。

上段、8 款土木費、5 項住宅費、3 目村営住宅管理費、説明欄上段、修繕費 797 万円の追加は、設備等の老朽化や長期入居者の退去による内部修繕費の増、資材高騰による修繕費の費用の増加などにより追加しようとするものです。

次にその下段、10 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校教育振興費、説明欄中段、医療的ケア児支援委託 86 万 8,000 円の追加は、子どもへの医療的援助を行う看護師の派遣回数を増加するため追加しようとするものです。

次に、23 ページをお開きください。

11 款災害復旧費、2 項災害復旧費、1 目災害復旧費、説明欄、補償費 91 万 7,000 円の減額は、暴風による墓石等被害に対する災害補償金の金額確定により減額しようとするものです。

次に、戻っていただきまして、9 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

上段、9 款、1 項、1 目地方特例交付金、説明欄上段、減収補てん特例交付金 88 万 6,000 円の追加は、交付額の決定によるものであります。

次に、地方交付税 5,521 万 9,000 円の追加は、普通交付税原資となる国税収入の増加により、臨時財政対策債発行可能額が減額となったことから、財源の組換えを行うものであります。

次に、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者自立支援給付費負担金 318 万 6,000 円は、令和 3 年度の自立支援給付費に対する国庫負担金の追加交付があったことによるものです。

次に、12 ページをお開きください。

18 款繰入金、2 項特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金 258 万 5,000 円の追加は、令和 3 年度の介護保険会計精算により追加しようとするものです。

次に、その下段、19 款、1 項、1 目繰越金 2,392 万 7,000 円につきましては、令和 3 年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出見合いの額として財源調整するものであります。

次に、戻っていただきまして、5 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費は、先ほど説明いたしました鉄道公園周辺整備工事における遊具等の搬入時期遅延等により、年度内での工事完了が困難であることから、年度内の工事未了分について、繰越明許の設定をしようとするものです。

次に、6 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正は、臨時財政対策債の発行可能額確定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、続きまして、黒ナンバー 8 番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7 ページをお開きください。

まず、歳出予算について説明いたしますが、関連する財源につきましても併せて説明を加えますので、歳入側での同様の説明は省略させていただきたいと思っております。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費、説明欄、18 節国保事業状況報告システムクラウド利用負担金 16 万 5,000 円は、保険者である市町村が使用いたします国保事業報告システム改修に係る負担金の追加となりますが、具体的には、本年度より運用が開始された国保加入世帯に属する小学校就学前の児童を対象とした国保税均等割の 2 分の 1 軽減に対して、手当されます未就学児均等割保険料負担金が新たに創設され、その申請に必要なシステム改修費用として追加するものであります。

次に、2 款保険給付費、6 項、1 目傷病手当金 30 万円の追加は、国保加入者が新型コロナウイルスに感染され、3 日以上のお休職が必要な場合において、ご本人からの申請に基づき手当金を支給するものであります。本年度に入り、村内での感染者が未だ増加傾向にあり、今後において複数の方からの申請が想定されるため、被保険者 6 名程度への支給を見込み追加するものであります。

なお、ページ中列、財源内訳に特定財源の記載がありますが、ただいま説明申し上げます。2つの補正額につきましては、北海道からの特別調整交付金収入を同額で見込み、歳入側の補正予算として追加しております。

続いて、8款諸支出金、1項、1目一般被保険者保険税還付金ですけれども、こちらについては、当初予算において40万円を計上しておりましたが、7月分の届出において、遡及による資格喪失者が発生し、過去3カ年分の国保税を歳出還付する事例があり、予算不足のため予備費を充当させていただいております。

現予算がゼロの状態でありますことから、万が一の還付金発生に備え、20万円を追加するものであります。

最後に6ページ、歳入までお戻りください。

ページ中段、5款繰越金20万円は、令和3年度決算認定は完了しておりませんが、一定の繰越額を見込むことが可能でありますので、財源の調整のため追加を行うものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

歳出予算から説明をさせていただきます。

ページ上段、諸支出金、1項、2目償還金、説明欄、国庫支出金等返還金767万4,000円の追加は、令和2年度介護給付費負担金等の額確定によるもので、国・道支払基金における負担金並びに交付金の精算により、最終的に余剰交付となった額をそれぞれ返還するものです。

その下、7款諸支出金、2項、1目一般会計繰出金258万7,000円の追加は、国や道などと同様に、前年度における介護給付費負担金及び地域支援事業分の一般会計からの繰入金繰入額を精算し返還するものです。

続いて、歳入を説明いたします。

戻りまして、6ページ中段、7款繰越金につきましては、令和3年度の決算認定をいただく以前ではありますが、前年度決算による繰越額として1,026万円を追加するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、議案第62号、公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、公共下水道事業会計の補正予算について、補正予算書により説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、公共下水道事業会計補正予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ上段から順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は総則、第2条につきましては、収益的収入及び支出の補正。

第3条につきましては、資本的収入及び支出の補正を定めております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款公共下水道事業費用、1 項営業費用、1 2 目総係費 2 万 4, 0 0 0 円の追加は、下水道受益者分担金の一括納付者に、前納報奨金を支給することになっておりますけれども、当初予算において見込んでおりました 1 2 件分を上回る 1 5 件の一括納付があったことによるものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。1 款公共下水道事業資本的収入、3 項負担金、1 目受益者分担金 5 5 万円の追加は、下水道受益者分担金の納付者の増及び一括納付者の増によるものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 0 目管渠建設改良費 3 7 5 万円の追加は、公共汚水桝の設置していない土地に、住宅建設に伴い、公共汚水桝を設置するものでございます。

続きまして、5 ページには補正予算キャッシュフロー計算書、6 ページ及び 7 ページには補正予算予定貸借対照表を掲載しているとともに、8 ページから 1 0 ページには、先ほど説明を申し上げました補正予算に係る内訳書を掲載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わりましたが、休憩をしたいと思います。

昼食にしたいと思いますので、午後 1 時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 0 時 5 9 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

議案第 5 9 号から議案第 6 2 号、これらの 4 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

一般会計の方ですけれども、1 8 ページですか、保健衛生費なのですけれども、ここで会計年度任用職員の人件費ということで載っているのですけれども、最初に人件費の方の説明であったのかもしれませんが、保健師もしくは看護師だったかな、何か採用どうのこうのと言われたような気がするのですけれども、これは 1 7 ページの上の方でも会計年度任用職員報酬ということで挙がっているのですけれども、これは多分、コロナワクチン接種に関するパートの方の採用なのかなというふうに思うのですけれども、この下の 1 8 ページにあるこの会計年度任用職員というのは、どういったことで 1 名追加をしようとしているのか。

今、人員が足りなくて 1 名保健師か看護師さんを増やそうとしているのか、それとも誰か辞められるのか、産休に入られるのか。

その辺どうなっているのかをちょっとお聞きいたしたいと思っております。

それともう1点は、19ページの商工振興費の補助金ですけれども、これもちょっと総務課長の方で説明はあったのですけれども、少し早すぎてよく理解できなかったので再度お伺いいたします。

商工会とJALの連携地域活性化事業補助金ということで76万円挙がっているのですけれども、何か飲食店向けの何か地場産品の開発というようなことも言われたような気もするのですけれども、ちょっとこれ、よく理解できないので、もう少し詳しく説明をいただけないかなというふうに思います。

それともう1点は、20ページの公園管理費ですけれども、今回、鉄道記念公園の改修に当たって、約1,900万円ほどの追加補正が挙がっているのですけれども、本今朝、全員協議会を開催して、少し詳しく説明をいただきました。

大体はわかったのですけれども、あまり今までこういった、一度請負契約が終わってから、大きな金額がまた追加補正というものがあまりなかったというふうに思いますので、自分もちょっと驚いてはいるのですけれども、朝の説明を聞いておりますと、原油高騰によるものが大きいと、そういうところで、こういった遊具あたりに使う原材料のナフサの調達が困難だということで、かなり遊具費の方で、約1,280万円ほどですか、値上がりすると。運送料も込みでこのくらい上がるのだよという説明はいただきました。

自分なりにザッと計算してみると、当初の価格からみると約20%ほどの値上がり率なのですよね。確かに大きい値上がりだなというふうには思います。

朝、自分も聞いた中で、普通はこういったものを発注、一度仮発注はされたということでございますけれども、その後またいろいろと原料単価が上がって値上がりが続いているので、なかなか値上げをしていただけないと難しいということで、そういったことで単品スライド条項ですか、そういったものがあって、請負業者と村とで双方協議して、やはりかなり値上がりしているということで追加補正が出てきているのですけれども。

通常ですと、この見積もりやら発注をかけたときに、いついつまで有効期限がありますよということで普通は謳うわけですけれども、朝聞いた段階では、値上がり率が激しいので、そういった有効期限は設けられないということで、今の価格でしか表せれないという説明だったと思います。

それであれば、また今後上がっていった場合にはどうなのだとということですが、一応今の1,200万円ほどから上げることはないという返答をいただいているということなのですが、やっぱりそれであれば、最終的な発注をかけたときに、やっぱりもう今後そういった上げる予定がないのであれば、有効期限というものを設けていただかないと。

やっぱりまた不安になってしまうと思うのですよね。

その辺、ちょっとどのようにお考えになっているかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、まず1点目のコロナワクチンに係る会計年度任用職員の関係、お答えしたいと思います。

18ページにあります会計年度任用職員の予算計上の部分につきましては、看護師1名分と保健師1名分ということで2名分の計上をしております。

このうち1名分の看護師につきましては、今までもお手伝いをいただいていた方で、今、9月末まで特例臨時接種の実施期間になっていますけれども、恐らく年度末までその期間が延びるということを想定いたしまして、さらに延長をして勤務をいただこうということで計上しました。

実は、業務立て込んできておりまして、フルタイムで来ていただきたいということで、こちらの方に予算を計上することになっております。

もう一人の方は保健師を予定しておりますけれども、実は、昨年度、保健師1名退職しております、その補充は今できていない状況です。

今、通常の保健業務の方がかなり立て込んでおりますけれども、通常の正職員の方もコロナワクチンの方の業務に当たっておりますので、そこら辺少し業務を整理して、採用した職員でコロナワクチンの業務に当たられるように、ちょっと調整をしたいなというふうに思いまして、ここ2名追加をさせていただいております。

17ページのコロナワクチンの関係の会計年度任用職員につきましても、今現在来ていただいている方ですけれども、これも臨時接種の期間が延びることを想定しまして、年度末までの報酬を計上させていただいたというところでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、2点目の商工会と日本航空株式会社との地域活性化事業の関係について、事業概要の説明を改めてさせていただければというふうに思います。

こちらの方につきましては、村内の飲食店、特に、今想定しているのは、ランチメニューを提供している店舗、大体5店舗ぐらいを想定しているのですが、こちらの方と日本航空株式会社、JALの客室乗務員がコラボしまして、それぞれのお店で提供する地場産品を用いたメニューを、客室乗務員さんとお店の方がタイアップして作ると。

そして、今の予定では、メニュー開発が10月、11月頃の2カ月ぐらいでお店で提供するメニューを開発しまして、12月から3月、特に冬場になりますとどうしても中札内、入込客数減ることになりますので、そういったさらなるブランド力、お店のブランド力向上ですとか、魅力アップを目指しまして、今回、コラボで開発したメニューを12月以降3月までの期間で、各店舗で提供したいというふうな考えでおります。

今回、商工会の方でこの事業新たに取組むという形で企画をされた際に、日本航空の客室乗務員さんの場合、仕事柄、日本各地いろんなところへ訪れて、空港を中心になるかとは思いますが、各地でさまざまなものを食して、結構味覚ですとか、メニューに対する見識でアドバイスも得られることができるということで、今回、各店舗とCAさんでコラボしてメニュー開発をしたいという事業になっております。

○議長（中井康雄君） 北村施設課課長補佐。

○施設課課長補佐（北村公明君） 私からは、3点目の公園管理費、公園施設改修工事の補正増額について、ご説明申し上げます。

こちら、鉄道記念公園周辺整備工事に係る補正でございまして、こちら、お話にございました単品スライド条項を用いて設計変更を行うための補正となっております。

こちら、単品スライドにつきましては、工期内の主要な工事、材料価格に著しい単価変動が生じた場合に適用される制度となっております、今回、遊具全般において、急激な著しい単価変動が生じました。

こちらにつきましては、設計のときに最新の単価を用いて設計の方を行いましたが、業者が決定して、7月の中旬に遊具メーカーと納入の仮契約の方を行っております。

その時点で約2カ月近くの間が空いたのですが、その時に単価の大幅な上昇があったと考えられます。

見積もり期限の有効期限なのですが、通常であれば年度内の有効期限というのが一般的ではあるのですが、今回の遊具に関しましては、昨今の世界情勢を鑑みまして、原油高騰等

も踏まえますと、遊具メーカーの方からは、1カ月から2カ月、本当に短期間の有効期限しか設けられないということでした。

今回は7月の下旬に遊具メーカーと納入の仮発注、仮契約をさせていただきましたので、その時点で資材、材料が確保、その時点での単価が確定しましたので、これ以上原油が上がったとしても、遊具の金額には反映されないということで考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 最初の質問の会計年度任用職員の件ですけれども、18ページの方にある310万700円、ここで看護師と保健師のお2人をこの中で見ているということで理解してよろしいですか。

わかりました。

JALとの連携協定ですけれども、JALの客室乗務員の方とタイアップして、飲食店とタイアップしてメニュー開発をすると。

そして、冬場に向けて新たなメニューを提供していきたいということなのですが、確かに客室乗務員の方、いろんなところへ行っているいろんなものを食べたりされているので、目や舌を肥えているのかなというふうに思うのですが、果たして、作る側ではないのでどうなのかなという面も自分は不安あるのですが、その辺、もっとメニュー開発にふさわしい人もいないのかなというふうに自分はチラッと思うのですが、その辺はどうなのかなということをもう1回お聞きいたします。

あと、鉄道記念公園ですけれども、7月中ぐらいに発注して、もうこれ以上上げることはない。

原料も確保したし、上がることもないのだよということで、業者側としては、有効期限が1カ月か2カ月ほどという話みたいですが、でもやっぱり、まだいろんな原材料が上がっている中で、やはり、これは業者側との発注契約かなと思うので、業者側とのあれだと思ってしまうのですが、それにしてもやっぱりそういった有効期限というものは、ある程度謳っておいてもらわないと、どういった情勢になるかわからないので、その辺はやっぱりもう少し厳しく言った方がいいのではないのかなというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今、ご質問がありました今回のメニュー開発で、客室乗務員、プロではない客室乗務員がメニュー開発をすることについてということでご質問いただきました。

この部分については、商工会あるいはJALとも事業企画段階から検討してきましたけれども、例えば、一方で料理人とJAL側も当然お抱えしている有名な調理人という方いらっしゃるかと思いますが、料理を専門職とするプロの方同士でコラボしても、どうしてもお互い料理人ということもあって、率直な意見交換ですとか、あるいは、意見出しづらいという部分もあるだろうと。

そういった意味では、客室乗務員の方については素人ではありながらも、ある意味各地でいろいろなものを食べているという経験がございます。

そういったことを考慮して、今回、客室乗務員とコラボした方が、率直な意見交換ができてメニュー開発ができるのではないかなということで、今回、客室乗務員とのコラボという形での企画となったところでございます。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 期限、鉄道記念公園の改修に係る見積期限の、しっかりその辺

のところをすべきというような質問だったかと思います。

こちらの部分につきましては、しっかり7月8日の日に仮契約結んだ時点で、その見積もりをいただきました。

その中で、単品スライド条項を行って、これ以上はないということはしっかり確認してきているところでございます。

この部分については、進めることに当たって、しっかりこれ以上はないですよということも含めて確認をさせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） JALとの提携ですけれども、わかりました。

以前あったかどうかわかりませんが、飛行機の中での機内食か何かの提供で、うちの村のチーズか何かも入ったようなことも、ちょっと記憶が定かではないのですが、あったかなというふうに思うのですが、そういった機内食等でも何か採用していただけるような、やっぱりうちの村も結構いろんな食べ物もありますので、その辺もまた、そういったJALさんや航空会社との提携もしていければなというふうに、その辺もちょっとお力添えいただけるような形で進めていただければなというふうに思います。

鉄道記念公園の方も、ある程度確約を取っているということで、今後はないというふうに思いますけれども。

一つ確認なのですが、これは本当に遊具だけの値上がり、送料も入ったの値上がりですが、あと管理費等もあるので、別にほかに追加工事があったとかそういったことは一切ないということで理解してよろしいのですよね。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） ほかの工事はないということでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、機内食への事業拡大も検討してはというご意見もいただきました。

今回、試験的ではありますが、初めてJALとこういった連携事業を行いますので、事業終了後も、こうした事業が継続、あるいは機内食ですとか、例えば、JALのラウンジさんですとか社員食堂さんとかさまざまところで提供できるような事業拡大の道というのでも併せて検討、模索していきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） それではほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

18ページのオミクロン株対応接種のことでお聞きいたします。

いよいよオミクロン株対応ワクチンというのが、ニュースでも今報じられておりますけれども、9月中旬から10月ぐらいにかけて接種予定というのは聞いております。

いよいよそういうワクチンが出たのだなということで、わかる範囲でよろしいので、どういったワクチンなのかを教えていただきたいことと、あと、4回目接種をしようとしている人とか、してしまった人、中にはいろいろいると思いますけれども、そういう人方には、4回目接種しようと思ったのだけど、これが出るのであれば、これを止めてオミクロン株対応ワクチンを打とうとか、4回目接種してしまった人は、私してしまったけど効果なかったのかなと考える人だとか、あと、予約などをしている人で、本当に効果が薄いのであれば、オミクロン株の方がいいのか。

皆さんいろいろ複雑にやっぱり考えると思うのですよね。

ワクチン接種するという事は本当に体に負担かかることなので、それぞれの住民がいろいろ思い悩んでいる段階に入るのかなと思いますので、その辺をちょっと、どういうふうな対応なのかをお聞きしたいことと、それと、14ページの、先ほど、まちづくり推進費の116万4,000円、これ、ちょっと早くても私もわからなかったのですが、5件の実績があるって何か言われたので。

今後を見込んでこの金額をまた追加ということですがけれども、その5件の実績というのは具体的にはどんな実績があったのかも聞きたいので教えてください。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、1点目の大和田議員からのオミクロン株対応ワクチンについて、わかる範囲でお答えしたいと思います。

まず、どういったワクチンかということですがありますけれども、今、9月中旬以降に配送が予定されているワクチンは、従来株とオミクロン株のBA1に対応したものであるということで、従来株とBA1の2つが入った2価ワクチンというものが想定をされております。

今はやりのBA5対応のワクチンについては、今、引き続き検討中ということでございますので、直近で入ってくるオミクロン株対応ワクチンは、先ほど言いました2価ワクチンということになります。BA1が入ったのと従来株が入ったものというふうになっております。

今日、実は自治体説明会が予定されておまして、2時半からなのですがけれども、もっと詳細なことはその中で、もしかしたら示されるかもしれないのですが、現状わかっている範囲では、対象者は初回接種を完了した12歳以上のすべての者というふうになっております。

12歳以上で1回目、2回目終了している方すべての方が対象になるというものになっています。

まずは、4回目接種を受ける方から接種が可能ということになっておりますので、4回目の接種がまだの方で、順次ワクチンが入ってきた段階でそちらに切り替えていくという形になるようです。

なので、ちょっと時期がはっきりしないのですが、配送される次期は9月中旬って聞いているのですが、それ以降になるかと思うのですが、今予約されている方で、ワクチンの準備ができたときに、どういった形で確認するかはあれなのですが、従来株の今までのものなのか、新しいオミクロン対応株なのかということの説明した上で受けていただくような形になるのかなというふうに、今ちょっと考えているところです。

4回目の接種が終わった方についてなのですが、恐らく一定期間を置いて、オミクロン株の対応のワクチンの接種の機会が考えられるのではないかなというふうに想定はされますけれども、ちょっと今ははっきりしないところもありますので、それについてはちょっと名言は避けたいと思います。

なかなかちょっとどのワクチンが良いとか、難しいところかなというふうには思うのですが、ワクチン部会の方で言われていることとか、今、診療所の先生とお話している段階では、オミクロン対応株のワクチンがどのぐらいの時期で入ってくるかもはっきりしていないのと、実際にはこれから接種されてくるワクチンで、効果のところとか、そこら辺のところは、ちょっとまだ未確定な部分もあるということで、受けられるワクチンから受けてくださいというふうにお勧めすることにしております。

ですので、新しいワクチンが届くまではという気持ちもわかりますし、ただ、今現状すごく流行ってきている状況でもあります。

従来株のものが決して効果がないというわけではございませんので、ちょっとお話をしながら進めていく形になるかなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、まちづくり推進費のふるさとづくり事業補助金についてご説明いたします。

現在の、先ほど説明があった5件というのは、支給済みの金額でして、実際には申請が6件来ておりまして、当初交付決定で481万円を6件分で交付しております。

その後、今回、精算等もありますので、また今後出てくる追加交付分もあります。

その分を加味して、今後予定している額を加味しまして、150万円が上限額、この事業の上限額になりますので、その150万円に充つる額を、今回補正予算で計上させていただいております。

事業の内容ですけれども、まず、十勝キルトフェスティバルという例年開催されているフェスティバル。

それから、上札内de花火、七夕まつりセール。

それと子ども盆踊り大会。

それから、村民盆踊り。

それとあと1件は、民間の方が、個人の方がイベントを企画されておりまして、それら含めて6件の申請が現在挙がっております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） オミクロン株の対応ワクチンのことについては、大体おおよそわかりました。

いろんな効果とか、それから未確定なところもいろいろあるということで、村では現在受けられるワクチンから受けてくださいというお話でした。

どんどんワクチン打って、5回目ということになってしまうのだなと思って、ちょっと寂しい状況ですけども、世の中そういう状況なので致し方ないのだなと思って聞いておりました。

あと、まちづくりの申請のところで、今こういう内容で挙がっているということで、いろいろまちの活性化につながることを徐々に、今年、去年も増えてきているのでとても良いことだと思います。

ありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをいたします。

まず、16ページの説明欄の右側、一番上のところですけども、児童公園遊具撤去ということで57万2,000円追加しております。

説明によると、ひばりヶ丘のトンネル撤去ということで説明がありました。

現地見てないからわからないのですが、子どもたち、トンネルをくぐったり云々ということで、非常に喜ぶ施設でなかったのかなというふうに思うのですが、なぜ撤去されるのか。

その辺を率直にお聞きをしたいというふうに思います。

それと、19ページの牧場管理費の需用費23万2,000円、修繕料ですけども、当初予算でも結構修繕料見ているというふうに思うのですが、かなり牧場にも修繕費かかっているのですが、今回、さらに多額の修繕料が見られておりますけども、何の修繕なのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、22ページの村営住宅の管理費の修繕料797万円ということで、先ほどの理由を聞きますと、入れ替えのための内部の修繕と、あと、設備の老朽化による部分という総務課長からの説明があったのですが、設備の老朽化の部分で修繕するというので、かなりのこのうちの額の中に入っていると思いますので、何の設備が老朽化してこういうお金が必要だったのか。

その辺について説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、1点目の児童公園の工事についてご説明をしたいと思います。

児童公園の遊具につきましては、遊具の安全性の点検ということで委託をして、春ごろに実施しております。

その際に、築山のトンネルがあるのですけれども、トンネルの中にパイプが通っておりまして、くぐれるようになっていたのですけれども、中の方で破損しておりまして、上の土が落ちてくる可能性があるということで危険な状態になっているということがわかりました。

それで、すぐに使用できないということで対応はさせていただいたのですけれども、子どもたちの遊具ということでございますので、行政区の方、役員の方にご相談をさせていただきまして、トンネルを修繕して、直してまた使えるようにした方がいいのか。それとも、撤去をして埋め立てをして安全に、あそこは使わないようにしてするのがいいか。

ちょっと行政区の中で検討していただきました。

子ども会の方にもご相談をさせていただいたというふうに聞いておりますけれども、今現在、実際子どもたちがそのトンネルを使って遊ぶことがあまりないので、埋めてしまうような工事をしてもらっていいということでお返事をいただきましたので、今回、トンネルを撤去して埋めてしまうというような工事を選択させていただきまして、予算を計上させていただきました。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から牧場の修繕の關係の説明をさせていただきます。

今回、牧場の關係で修繕する内容につきましては、牧場へ水を送る取水施設がありますけれども、そちらに設置してある送水ポンプと、圧力を掛けて送るという圧送タンク、こちらの方が老朽化により水が送れない状況が7月末に発生しまして、現在、応急対応は行っているのですが、根本的に圧送タンクにつきましては、設置から43年経過しているということと、送水ポンプも設置から15年経過していて、かなり老朽化も進んでいるということもございまして、この送水ポンプの取替え、圧送タンクの取替え、そして、今まで牧場の方へ水を送るための目安となる流量計等が今までの施設は付いていませんでしたので、その流量計の施設を取り付けて、合わせて、今回、232万4,000円の修繕費用を計上させていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 黒田議員の質問につきましては、村営住宅の設備は何かという質問だったのかと思います。

こちらの方につきましては、中札内、さらには上札内にある単身者向けの住宅におけるオール電化住宅がございまして、その電気温水機器、さらにはIHコンロ機器、こちらの設備が経年劣化、経過年数も使っております。

そういったようなことで、破損し、取替え修繕を行っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 児童公園遊具撤去工事、大体わかりました。

それぞれ行政区と子ども会やらということで協議しているようですけども、今後どういう具合な形の人口構成というのかな、なるのかちょっとわからないのですけども、何かせっかく山づくりをしてトンネルを開けてと。

危険ですから子どもたちが今入ると大変なことになるので埋めるというのはわかるのですけども、付近の方、あるいは子ども会の人もそういう形をとったようですけども、できれば、多額の費用がかからないと思うので、できれば、直すと将来的な子どもたちのためになるのかなというような気がしないわけでないので、できればそんな方向で村として方針を出し、行政区あるいは子ども会の方に伝達することによってそうなのかという結果になるのかなという思いがするのですけども、どちらか選択してくれということで埋めていただくということの説明だったのですけども、何かちょっと寂しいような感じがしますよね。

できれば修繕して使えれば、将来的にも非常に良いのかなというような感じがしました。

それと、村営住宅の関係、温水器ということで、どの程度直すのかわからないのですけども、温水器ですから、全体どれぐらいあるのか。

それで、かなり年数も経っているということですから、今故障しなくても、ある程度経過するとまたいかれるということも想定されるのですけども、そういういかれていないのも全部含めて老朽化だから取替えるのか、あるいはまた、いかれた物だけを今修繕するのか。

その辺がどうなのか、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

こういった設備に関しては、できるだけ長く使っていただくということで行ってまいります。

破損したことを受けて直すような形というような対策を取らせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 児童公園の遊具の関係ですけれども、今回、行政区の方たちとお話をさせていただきまして、埋めるという形にさせていただきましたけれども、今後いろんな遊具、修繕ですとか必要になってくるかと思っておりますけれども、その際にはきちんと行政区の方とお話をしたりして、何でも撤去とかそういうようなことではなく、しっかり行政区の方とお話し合いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 遊具の関係、非常に話はわかりました。

それぞれ行政区の意見等々もいろんな意見あるというふうに私は思うのですけども、先ほどちょっと言ったように、村の方針として、今後どうするかという基本的な考え方を出し、それに基づいて行政区の方と協議をするというのも一つの考え方なので、いずれにしても行政区の意見を聞いて修繕・撤去ということではなくて、その前にやっぱり、村の方としてどうするというやっぱり方針を打ち出す中で、ぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

それと、さっきの設備の関係ですけども、そしたら今回については、全体、温水器100あるうち、いかれているものが何割あるのかちょっとわからないのですけども、課長の説明だと、いかれていないものまでは直さないと。

とりあえずいかれたものだけを直すということなののですけども、かなり年数が経って

るとすれば、その部分については何十戸があるとなれば、かなりやっぱり破損率が高いとなれば、全部、この際取替えるとかというのを、入居者のためからいくと、そういう方法にもなるのかなというふうに思うのですが、その辺を最後お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。公営住宅も年数が経って、設備が段々悪くなってきているのは事実であります。

しかしながら、部品を取替えて動くもの、使えるものというものもございまして。

その辺はしっかりと業者と連絡をしながら、部品交換で直るもの、全て取替えて直さなければいけないもの。

この辺をしっかりと見極めて取り進めていかなければ、修繕費の方が年々高額になってきております。

その辺もことも含めて、その時にしっかりした対応をすることも含めて、修繕で直るもの、交換で直るもの、その辺を見極めてしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 先ほど、宮部議員が質問しておりました鉄道記念公園のことで、ちょっと再度お聞きをしたかったことがありますので、お願いします。

遊具の納期が3カ月ほど遅れるということでございますし、それに伴って、工期を見ると、冬季間の工事ができないから、ずっと後ろへ延びていって、次年度の8月という数字が出ていますけれども、この工期、遊具が今決めたとおりの納期をされて、後の工事、雪が終わってすぐにかかってでも、この今言われた8月を見ておるのか。

もっともっと先倒しして、雪解けが始まったらすぐにでも工事を始めてやれるのか。

この工事、本当に子どもたちが非常に楽しみにしていた施設、工事でもありますけれども、これだけ延ばしてしまうことの子どもたちへの影響や何かも考えたら、もっともっと進められるのではないかなということと、先ほど説明を受けて了解はしましたけれども、10%弱の補正を組むことの、これへの村民や使う子どもたちへの説明等々はどういう形でされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 北村施設課課長補佐。

○施設課課長補佐（北村公明君） それでは、ただいまございました質問に対して、私の方からご回答させていただきたいと思っております。

鉄道記念公園に係る補正について、工期延伸も併せて、今回補正が入ってございまして、今回、遊具が約3カ月ぐらい延びるということで、11月の下旬ぐらいになるのではないかとということで、今予定してございます。

この遊具を設置した後に、遊具を設置した後でなければできない工事というのがございます。

こちら、張芝工であったり、アスファルト舗装工であったり、その辺に関して、遊具が設置してからでなければいけないということから、今回、工期の延伸、来年度までかかってしまうということでございます。

そして、変更後の工期、現在8月10日ということで考えているのですが、現地の工事自体はまだ早く終わるようになるかと思っております。

この8月10日に関しては、工事の成果品、書類等作成すべて含めて8月10日ですので、現地の工事に関しては、もう少し早期に終わるかと思っております。

また、降雪具合にもよるのですけれども、早期に来年度、現地着手をしまして、少しでも早い工事完了、そして子どもたちへの提供を考えていきたいと考えております。

また、今回、設計変更、補正等で増額になること。

また、工期が当初の11月30日から来年の8月10日になることに関しましても、広報等を用いながら、住民の皆さま方にしっかり周知してまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございますか。

では、これで質疑を終わります。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、令和4年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 認定第1号 令和3年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第2号 令和3年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第23 認定第3号 令和3年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 認定第4号 令和3年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第25 認定第5号 令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第26 認定第6号 令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第21、認定第1号から、日程第26、認定第6号までの令和3年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程認定議題に供されました、各会計決算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和3年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員、登壇願います。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、令和3年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、令和4年8月25日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査は、令和4年7月29日に現地調査を行い、8月1日から8月12日までの期間中、7日間で実施いたしました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしています決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明及び代表監査委員からの決算審査意見が終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日7日から11日までは議事の都合により休会し、12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は12日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 1時51分